

第78回財務省 NGO 定期協議議事録

◆日時：2022年6月3日 14:00～16:30

◆会場：財務省講堂及びオンライン開催

◆議題

財務省提案議題

1. 国際開発金融機関（MDBs）の一連の会合について

NGO 提案議題

1. G7 財務相・中央銀行総裁会議を受けて、日本のウクライナ支援への財務省としての取り組み
2. OECD アレンジメントの既設石炭火力支援に関する方針及び「MDBs のエネルギー支援に係る日本の提案」について
3. G7 環境・エネルギー大臣会合に対する財務省の見解と国際協力銀行の ESG ポリシー実施の進捗について
4. IMF による対モザンビーク財政支援（ECF）再開について
5. クーデター発生後のミャンマーにおける円借款事業の継続、及びミャンマー・ヤンゴンでの複合不動産開発・運営事業（通称 Y Complex）に対する融資について

◆参加者（順不同・敬称略）

NGO

1. 鈴村彩乃（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）
2. 波多江秀枝（FoE Japan）
3. 深草亜悠美（FoE Japan）
4. 長田大輝（FoE Japan）
5. 木口由香（メコン・ウォッチ）
6. 遠藤諭子（メコン・ウォッチ）
7. 渡辺直子（日本国際ボランティアセンター）
8. 大林稔（モザンビーク開発を考える市民の会／龍谷大学）※オンライン参加
9. 津山直子（アフリカ日本協議会）※オンライン参加
10. 鈴木康子（気候ネットワーク）
11. 古沢広祐（JACSES／國學院大學）※オンライン参加
12. 田辺有輝（JACSES）
13. 山縣萌香（JACSES）
14. 喜多毬香（JACSES）

財務省

1. 田部真史（開発機関課長）
2. 影山昇（開発機関課 課長補佐）
3. 森嶋洋子（開発機関課 課長補佐）
4. 足立直也（開発機関課 課長補佐）
5. 上村晃嗣（開発政策課 開発政策調整室長）

6. 倉澤辰一郎（開発政策課 課長補佐）
7. 林原賢悟（参事官室 課長補佐）
8. 森文弥（参事官室 課長補佐）
9. 萬浩之（参事官室 課長補佐）
10. 久木田いずみ（参事官室 課長補佐）
11. 屋敷貴那（参事官室 地域第一係長）
12. 大田勇翔（参事官室 地域第四係長）
13. 坂根良平（参事官室 地域第五係長）
14. 鴨志田拓也（国際機構課 課長補佐）
15. 竹谷綾（国際機構課 通貨基金係長）

JBIC

1. 宮崎慎也（経営企画部業務課 次長）
2. 清水勇佑（経営企画部業務課 調査役）
3. 森田真弘（経営企画部業務課 副調査役）
4. 平井靖司（経営企画部企画課 課長）
5. 田中泰生（経営企画部企画課 ユニット長）
6. 加藤元気（産業投資・貿易部第1ユニット ユニット長）

MoF 田部：

オンラインでは何度もお目にかかり、本日は4回目にしてようやく対面会議が開催できた。オンラインでも非常に活発な議論を行ってきたが、こうして実際に顔を見ながら悩みや考えを話し合うことで、お互いの人となりを含めてより深い理解ができることだろう。ウクライナや気候変動についての質問を頂いている。まずは我々から、現在、開発の世界でどのような議論が行われているかをご紹介する観点から、この数ヶ月で開催された世界銀行と欧州復興開発銀行の総会についても報告する。

財務省提案議題1：国際開発金融機関（MDBs）の一連の会合について

MoF 足立：

配布資料の、第105回世界銀行・IMF 合同開発委員会における日本国ステートメントに沿ってご説明させて頂く。ご存知の通り、IMF と世界銀行は1年に2回、春会合と総会を開き、各国の大臣が集まる大きな会議を実施している。その中でも合同開発委員会は、世界銀行グループと IMF の各機関に、今後の活動の方向性を示す重要な会議である。財務省ではその機会にステートメントを発出し、財務省の**開発をめぐる諸問題に関する**、半年間、あるいはそれ以降も含めた政策の方針を示している。まずはこのステートメントについて説明する。

通常、このステートメントでは後ほど説明する開発の個別分野のインフラや債務などについての日本の方針を示すものとなっているが、今回はロシアによるウクライナ侵略が春会合のテーマの1つとなったことから、ロシアに対する非難をステートメントの内容に含めた。また、ロシアによる侵略開始直後、世界銀行グループがロシア及びベラルーシの全てのプログラムを速やかに停止したことも評価している。

2 番はウクライナ及び周辺国への支援についてである。この春会合のステートメントでは、融資額を 1 億ドルから 3 億ドルに増額したことを表明した。さらに世界銀行グループとしてのウクライナと周辺国への支援についても記載している。

3 番は世界銀行グループの資金基盤の強化についてである。世界銀行グループでは、コロナ対策の面でも途上国支援を続けてきた。その支援にあたって日本国の資金基盤強化を表明している。(1) は前回の協議会でもご説明した、国際開発協会の第 20 次増資についてである。日本が交渉をリードして実現した 1 年前倒しの増資に関する法案が、3 月末に国会で成立したことを報告している。(2) 世界銀行グループでは 2018 年に国際復興開発銀行と国際金融公社の増資パッケージを合意した。これについては数年かけた払込みを予定していたが、世銀グループが今般のコロナ対応及び食糧・栄養危機やエネルギー価格の高騰に対する途上国の取り組みへの支援をより充実できるよう、日本として払込みスケジュールの前倒しを表明している。

4 番からは分野別の内容となっているため、かいつまんでご説明させて頂く。最初のパラグラフには内容の全体像を記載している。①はコロナ対応と日本が重視している国際保健システムについてである。②は現在、世界中で活発な議論が行われている気候変動についてである。③はデジタル化の推進についてである。④は上記の 3 点を持続可能な形で支えるための、質の高いインフラ投資の推進についてである。最後の⑤には債務問題への対処について記載している。以上の 5 点についての日本の考え方を次の段落以降でご説明している。

(1) の国際保健システムは日本がリードし、重視してきた分野であり、今回のコロナ禍によってその重要性が再認識されている。日本が従来重視しているユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進を通じた将来の保健危機への予防・備え・対応の更なる強化を目指し、日本が世界銀行グループをリードして設立したマルチドナー信託基金に 3000 万ドルの追加拠出を行う。また、G20 でも議論となった既存の IDA やマルチドナー基金のメカニズムを最大限に活用しつつ、それを補完する取り組みとして、FIF の設立も支持することを表明している。

次の気候変動については様々な質問を頂いている。現在、世界銀行グループでは国別気候・開発報告書 (CCDR) の準備が進んでいる。これは、各途上国における気候変動への対応と開発を両立させるために必要な事項を、科学的な観点でまとめた報告書である。これが秋以降、ファーストラウンドとして一部の国で開始する。途上国においては、気候変動への対応と開発を両立させることが最大の命題の 1 つである。その戦略的な実施に向けた期待が記載されている。

次の項目は気候変動への緩和と適応についてである。緩和の面では、累積的な温室効果ガスの排出を抑制する観点から、最良の方策を支援することを期待する。その上で、再生可能エネルギーの利用促進に向けた支援として、世界銀行グループの信託基金である ESMAP、及び世銀グループの MIGA にも再生可能エネルギーを促進する任務があるため、資金を拠出する。日本が従来重視してきた防災と適応はオーバーラップするところが多分にある。これまでと同様、世界銀行防災プログラムや防災グローバル・ファシリティーを通じた支援を継続していく。また、水の問題に対応するための IFC の取り組みも新たに支援することを表明する。最後のパラグラフには、先日増資交渉が合意に至った GEF の件を記載している。

次はデジタル化の推進についてである。最初のパラグラフでは現在の日本の考え方を説明している。デジタルといえば、コネクティビティー、デジタルインフラなどをイメージしやすいものの、ここでは通信分野に

限らない、あらゆる分野でのデジタルの利用を意味している。水やエネルギーなどのコアインフラ、あるいは保健・教育などの社会サービスも含めた、様々な分野でデジタルを活用することを目指す。また、現下の格差に対応するためのデジタル活用、さらにはデジタルディバイドと呼ばれる、デジタルによって起こる格差の解消も重要課題である。3点目として、デジタルの利用を推進するにあたっては、サイバーセキュリティやデータプライバシーを考慮することも重要だと捉えている。

(4) は質の高いインフラ投資の推進についてである。これは伊勢志摩サミット以来、日本が重要なアジェンダに掲げているものとして皆さんもご存知かと思う。日本が議長国としてまとめた、質の高いインフラ投資に関する G20 原則をより一層積極的に進めていくにあたって、世界銀行グループの活躍に大いに期待する。その中で GIF、質の高いインフラ・パートナーシップ基金、世銀東京開発ラーニングセンター (TDLC) などの取り組みへの支援を推進していく。また、国際金融公社 (IFC) が取り組む QII Indicator も支持する。

最後の政策アジェンダが、債務問題への対処である。これも日本が重視しているポイントの1つである。コロナ禍とエネルギー価格の高騰の影響を受け、途上国の債務問題リスクは一層高まっている。G20 が取りまとめた共通枠組、あるいは平時の債務データの透明性・正確性の向上においても、世界銀行グループは重要な役割を果たしていく。

MoF 森嶋 :

現在、欧州復興開発銀行 (EBRD) とアフリカ開発銀行 (AfDB) を担当している。2 機関とも毎年 5 月に年次総会が開催されるが、本年度は 3 年ぶりに対面形式で行われた。私も EBRD の総会でモロッコ、AfDB の総会でガーナ・アクラに行った。本日はそれらの会議について紹介する。お手元の資料には両方の機関における総務演説での日本の主張が書かれているが、私からは現地で起きたことを中心に報告する。

まず EBRD 総会は 5 月 10 日から 12 日にかけて、モロッコで開催された。今回の総会は **responding to challenges in a turbulent world** と題され、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けて EBRD がどのような対応をすべきか、この総会でどのようなメッセージを出すのが非常に注目されていた。今回の総会のハイライトは、総務演説の項目にも挙げられている、ウクライナ支援と EBRD 支援対象地域の拡大の 2 つである。

ウクライナ支援について説明する前に、EBRD がどのような組織か紹介する。EBRD は旧ソ連の崩壊後、その構成国の市場経済の移行促進を目的とし、1991 年に設立された地域開発金融機関である。EBRD では設立当初からウクライナとその周辺国のポーランド、ハンガリー、バルト三国、モルドバなどを支援してきた。こうした背景を踏まえても、ウクライナ支援における EBRD の役割は非常に大きいと言える。

EBRD の具体的な取り組みとしては、まず本年 3 月 9 日にウクライナ及び周辺国に対する 20 億ユーロの即時支援を発表した。これに加え、今回の総会では、各国からの追加資金を活用した、10 億ユーロ超の追加支援の方針を決定している。当面はウクライナ支援に集中しつつ、復興期に向けた具体的な支援策を準備することも決定した。

次が EBRD 支援対象地域の拡大について。EBRD では旧ソ連の国々にとどまらず、モンゴルやトルコ、地中海沿岸地域のエジプト、チュニジア、モロッコ等に支援対象地域を拡大してきた。今回の総会では、2018 年から議論が継続されてきた、サブサハラ・イラクへの支援拡大に向けた今後の方向性が決定された。

ただし、現時点ではウクライナ支援を最優先すべきであることから、ウクライナ情勢の見通しが立った段階で EBRD の財務状況を確認し、将来的に決定することとされた。当面はウクライナの支援に集中し、情勢の見通しが立った段階で、足元の資本状況に応じてサブサハラ支援の検討を始める。

次に AfDB 総会について報告する。今回の総会のテーマは **achieving climate resilience and a just energy transition for Africa** だった。このテーマからも分かるように、気候変動とエネルギー移行が最も大きな論点とされた。現地での出席者からの発言で最も多く言及されたのが、ロシアによるウクライナ侵略に起因するアフリカ諸国の食糧危機への対応としてのフード・セキュリティと栄養分野の取り組みの推進である。各国からは非常に高い関心が示され、日本も足元の食糧危機の状況を受けて、農業生産性の向上と自給率の上昇に向けた支援を重視すべきだと主張した。AfDB での準備がまだ完全に整っていないが、検討が進められている中期・長期的な支援について、順次具体策が示される予定となっている。

総務演説にはこの他にも日本が重視する点として、保健分野における取り組みが含まれた。コロナ禍の経験から一層明らかになったのが、将来への予防・備え・対応に向けた保健システムの強化の必要性である。また、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの重要性も改めて認識された。アデシナ総裁が提唱する質の高い保健インフラ、**quality health infrastructure** の具体的な実施においては、アフリカの実情をよく知る AfDB のリーダーシップに期待していることも現地に伝えている。

最後のポイントは債務の持続可能性の回復と透明性の確保である。現在、アフリカ諸国の多くでは債務状況が悪化している。我々は共通枠組の下で債務の持続可能性を回復することが重要だと認識している。共通枠組を活用するメリットに関するアウトリーチ、さらには債務データの透明性・正確性の向上においても AfDB の役割は大きく、その働きに期待を寄せている。

渡辺：

私は専門家ではないため、的外れな質問であれば申し訳ないが、最初の世界銀行グループの話と AfDB の話を受けて質問させて頂く。我々の団体は現場で保健や農業支援などを行っている。私自身は農業事業に関わり、現地の小農の方々と非常に長く付き合っている。15 年以上になるアフリカとの関わりにおいて、気候変動の影響を大変強く感じている。世界銀行グループとして、その問題に対応していくことは大切だが、アフリカの方々からは根本的な原因をきちんと考えてもらいたいとの声が上がっている。ステートメントの 3 ページ目には途上国における開発の両立と書かれている。AfDB の項目にも同じ記述がある。現場に関わる者として、まず先進国としての責任をどう捉えているかの発言が一切ないことに驚いた。世界銀行グループの特徴として、そうした役割について考える発想はないのか。あるいは日本政府にその認識や対応する姿勢がないのか、考えを伺いたい。

もう 1 点として、3 ページ目の下部にある文章の意味を伺いたい。世界銀行グループが「各国の実情を踏まえつつ、天然ガスも含め、累積的な温室効果ガスの排出を抑制する観点から、最良の方策を支援することを期待」とある。この「天然ガスも含め」との記述が、累積的な温室効果ガスの排出に影響を与えているものとして記載されているのか、最良の方策を支援するものとして記載されているのかが分かりづらいのでその部分について教えて欲しい。最近の市民社会間における気候変動の議論においては、天然ガスが温室効果ガスを排出するものとして認識されている。ガバナンスについても質問があるが、後ほど時間があれば発言する。

MoF 足立 :

2 点質問があった。1 点目の先進国の責任について回答する。先進国の気候変動問題への対応については、G7 を始め、財務大臣トラックやエネルギー・環境大臣トラック等で様々な議論をしている。我々先進国が緩和の面において**大きな責任**を担うべきとの認識は共有されているものと捉えている。一方で、世界銀行グループのステートメントに先進国の責任が言及されていないのは、世界銀行グループが支援する対象が途上国であり、世界銀行グループが途上国を支援するに**あたっての留意点や要望に特化した内容**となっているためである。**繰り返しとなるが**、先進国の責任や果たすべき役割は十分認識している。それらは先進国の役割を含め、グローバルな場で議論させて頂いているもの。今回のステートメントは途上国支援に関するものであるため、それらの点は記載されていない。

2 点目の、天然ガスも含めるとの記述について説明する。天然ガスを利用した火力発電によって温室効果ガスが排出されることは、我々も認識している。資料にも記載している通り、我々の大きな目標は各国の開発等の実情を踏まえながら、累積的な温室効果ガスの排出を抑制することである。この目標の達成には、各国の実情に応じた様々な道筋が**必要**。例えばアフリカ諸国の中には **90%近いエネルギー**を石炭火力発電から得ている国もある。その国で準備もなしに再生可能エネルギーを石炭に置き換える取り組みを進めることは困難と言える。今回のステートメントには、そのトランジションの過程で、石炭を天然ガスに置き換えることが温室効果ガスの排出の抑制に繋がるのであれば、そのオプションを排除する必要はないとの趣旨が記載されている。

MoF 田部 :

1 点目の回答に補足する。気候変動の問題における先進国の責任は **2 つ**あると考えられる。1 つは自らの排出量を減らすこと、もう **1 つ**は途上国が排出量を減らすことを金融やその他の方法で支援することである。1 点目について、世界銀行は途上国の開発を担当する機関であるため、先進国の排出量をどう減らすかの議論はしない。一方で、途上国での排出量削減をどう資金的に支援するかはまさに世界銀行で重要な議論である。以上の理由から、途上国にどのような資金的支援を行っていくかがステートメントの主な論点となっている。

渡辺 :

そうした役割については認識しているが、それらはいずれも連動しているはずである。先進国としての削減努力があった上で途上国への支援があるべきで、それが逆になってはいけない。縦割りの仕組みがあることは仕方がないものの、そうではないとの回答があった。先程の質問の背景には、これは我々が出している議題にも関連するが、私が関わっているモザンビーク等において、天然ガス開発が現地の気候変動に大きな影響を与えている実情がある。また、東アフリカではモザンビークでフランスのトタル社が天然ガスの巨大パイプラインの開発を行っているが、そこに三菱商事が関わっており現地で問題視され始めている。問題は、エネルギーの大半が先進国に輸出されている実情に起因している。現場にいる者の目には実態と机上で交わされる議論に矛盾が見えるため、質問した次第である。

NGO 提案議題 1 : G7 財務相・中央銀行総裁会議を受けた日本のウクライナ支援への財務省としての取り組み

鈴木 :

JPF の加盟団体の中に、ウクライナ国内及び周辺国での活動を予定している団体が集まったワーキンググループがある。そこからの提案について私からご説明させて頂く。ウクライナ問題に関しては、様々な会合の中でフォーカスされる議題であるとの説明があった。既に多く報道もされているため、議題提案の背景については割愛する。これまでは日本政府からそこまで大きな金額が日本の NGO に JPF を通じて拠出されることはなかったが、今般のウクライナ危機を受け 3260 万ドルが拠出されることになり、JPF のワーキンググループとしても大変感謝している。先日の G7 財務相・中央銀行総裁会議においても、世界銀行との協調融資を 3 億ドルから 6 億ドルに増やす方針が示された。日本政府が G7 を含めた国際社会と連携しながら支援を表明してきたことを歓迎し、深く感謝する。

今般のウクライナ人道危機においては、自宅を追われた方々が国内で避難した後、ポーランドなどの周辺国に移り、さらに親族や知人を頼ってイタリアやスペインなどに移動する、といった流動的な状況が大きな特徴となっている。そこで避難している方々にとって、最も有効な支援の形態が現金給付だと言われている。したがって、国際社会の様々な支援団体では主に現金支援が行われている。行く先々での必要に応じて活用できるため、物品の支援以上に喜ばれる支援形態となっている。この支援はウクライナ危機以前から様々な人道危機対応として行われている。

例えば、我々セーブ・ザ・チルドレンでもアフガニスタンにて現金給付の支援を行ってきた。しかし JPF の政府資金を通じた現金給付の場合、全ての裨益者に用途を確認することが求められている。ウクライナだけでなくアフガニスタンなどにおいても治安の問題などもあり、現金の用途を一人一人に確認することは現実的ではない。そうした条件が付けられていることにより、日本の NGO はウクライナ及び周辺国への支援において現金給付ができていない状況にある。国際潮流では現金給付が最良の支援方法だと言われている。サンプリングのモニタリングで十分な使用用途の確認ができることは様々なレポートでも報告されている。日本政府には国際基準に則った支援をお願いしたい。

我々からの質問・要望の 1 点目として、日本政府、特に財務省としてのウクライナ支援の方針を教えてください。2 点目として、先程ご説明した通り、現金給付の実施を後押しする形で政府資金の活用を可能にして頂きたい。

MoF 林原：

まず 1 点目の、日本政府がウクライナに対する世界銀行との協調融資を 6 億ドルに増額したことがどの分野への支援か、その考え方について回答する。ご存知の通り、財務省、外務省、JICA などが連携し、2 月に 1 億ドル、4 月に 3 億ドル、5 月に 6 億ドルと、機動的、断続的にウクライナへの支援を行ってきた。5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議では鈴木大臣が、ロシアの侵略によって困難な状況にあるウクライナへの人々への支援は極めて重要であると発言した。全面的な支援を必要とする中でも、特にウクライナ政府が戦時下においても教育・医療などの公共サービスを維持できるよう、迅速な支援を提供することが極めて重要であること等を述べた。今回の世界銀行との協調融資は財政支援であり、支援先の分野を指定するものではない。当然、軍事転用等はしないなどの制限はあるものの、税収が大きく落ちているウクライナ政府にとって必要不可欠な公共サービス、特に教員や医療従事者への給与などの維持に充てられているものと承知している。

2 点目の緊急人道支援についての質問に回答する。外務省を中心に 1 億ドルずつを 2 回に分けて拠出することが決定している。クロスカッティングな話で大変恐縮だが、そうした無償支援に関しては外務省を中心に

検討・実施されているため、財務省の開発政策課としては深く関わっていないのが実情である。無償資金に関しては、納税者への説明の観点からもモニタリングは重要なものではあると思う。他方で、そうした制約の中でも支援の実効性は非常に重要である。その2点のバランスを取りながら、現地のニーズに合わせた支援について外務省を中心に検討が行われていると聞いている。現在の戦況が収まれば、復興に向けた資金需要が生まれることも想定される。財務省としても円借款を含め、国際社会と連携しながら適切に対応していく。現金給付やバウチャー支援などについては既に議論が交わされているだろうが、本日の貴重なご意見は外務省を始めとする関係機関にも共有する。

鈴木：

世界銀行の協調融資の内容について大変よく分かった。2点目に関しては、国際局が管轄外であることはこの議題を上げる段階から認識していた。ただ、外務省との協議の中で、外務省だけでは決められないことがあるとの話も聞いている。日本政府全体としてこの件を理解して頂きたく、本日の議題に挙げさせて頂いた次第である。その他の二国間援助において、例えば USAID においても数年前までは現金給付支援をほとんど行っていなかった。それは日本と同じく資金使途への懸念があったためである。しかし、そこから様々なリサーチ結果の分析や支援現場の視察などを経て考え方が変わり、近年は多額の現金給付による支援を行っている。事例は多くあるので、ワーキンググループでは財務省、外務省、議員なども含めた勉強会の開催を検討しているところである。その際はお声かけをさせて頂ければと思う。

MoF 林原：

外務省だけでは決め切れないという発言があったのは、財政に関わる事項については財務省と協議をしなければならないためだろう。海外の事例等を共有して頂ければ、本日のご意見も含め、外務省を始め、財務省内にも広く共有させて頂く。まずは勉強しながら現場の意見や実情を吸収していきたい。

NGO 提案議題 2：OECD アレンジメントの既設石炭火力支援に関する方針及び「MDBs のエネルギー支援に係る日本の提案」について

田辺：

前回あまり時間が取れず、十分な議論ができなかったため、内容を絞って改めて質問する。1点目は OECD アレンジメントの解釈の仕方についてである。アレンジメントには **abatement** という言葉が何度か登場する。我々はこれを **CCUS** に限定するものと捉えているが、前回の協議会ではそうではないニュアンスの話があった。どのように読めば別の捉え方ができるのか教えて頂きたい。

2点目は先程の議論にも関わる件である。前回協議会での、天然ガスを支援するかどうかの議論の中で、天然ガスを支援しない場合は石炭火力を使い続けることになり、**CO2** の排出量を増やすことになるとの話があった。確かにその一時点だけを見れば、石炭の方が **CO2** の排出量が多いのはご指摘の通りである。しかし長期的・累積的に計算した場合は、必ずしもそうではない。その点だけで天然ガスの是非を十分に理解できなかったため、今回はその件についてご意見を改めて伺いたい。

MoF 上村：

私からは質問の1点目、OECD アレンジメントの読み方について回答する。アレンジメントは経済産業省が取りまとめているため、この言葉の読み方についても経済産業省に確認をした上でお話しさせて頂く。

具体的な焦点となっているのは、アレンジメントの第6条の Prohibitions on arrangement support の部分かと思う。最初の a には新設の石炭火力発電所向けの支援を原則禁止するとある。b には既設の石炭火力発電所について、延命や設備増大を伴わないことを前提に、大気汚染対策、水質汚濁防止対策、CO2 削減措置を行う場合には支援できるとされている。この b においては、CO2 emissions abatement が技術の観点で特に限定のない形になっている。この a と b を踏まえて c を見ると、a と b に書かれている prohibition が CCUS には当てはまらないとある。つまり a と b で言及されている支援禁止事項及び認められているもののそもそも外側で、CCUS は禁止の対象になっていない。さらに d には purposes of exceptions from paragraphs a and b above とあり、a と b の例外的な取り扱いとして、CCUS 以外のものを足す場合には議論すると書かれている。CCUS 以外のものを c に加えたい場合は（議論を認める）構造になっていると理解できる。以上の内容から、既存の発電の延命、あるいは容量増大を伴わない支援において、CCUS やアンモニアも含めて技術の観点では限定されていないと前回のご説明した次第である。

MoF 影山：

2 点目の質問について回答する。先程の世界銀行の部分でも少しやりとりをしたと認識しているが、ガス火力発電を支援対象から排除することについて、結果として累積的な温室効果ガスの排出量を増やすと断定しているのではないかと指摘があった。これについては前回の協議会でも私から説明をしたが、その際の趣旨は、仮にガス火力発電を支援対象から排除し、当該国が古い石炭火力発電を使い続ける判断をした場合、結果として累積的な温室効果ガスの排出量を増やす懸念がある点を指摘するものだった。発電所の運転期間を踏まえ、累積的な CO2 の排出量を考慮して判断すべきとの点をご指摘の通りである。

MDBs のエネルギー支援に係る日本の提案として、途上国のエネルギー分野の支援においては、その時点での最新技術を考慮してプロジェクトをしっかりと分析する。それらを比較した結果、対象地域において同等レベルのサービスを提供するフィージブルでアフォダブルな選択肢で、その存続期間において累積的な温室効果ガスの排出量をより少なくするような他の方法がなく、そのプロジェクトが最善の選択肢であるといえる場合には、天然ガスも含めた支援をしていく。

日本政府としては、当該国の今後のエネルギー需要の見通しや既存の火力発電所の性能・残存稼働年数、その時点における再生可能エネルギーの導入と拡大可能性などを踏まえつつ、科学的な根拠に基づいて分析した結果として、その時点で温室効果ガスの削減に最も資すると評価できるものを支援することが重要だと捉えている。この点は先程のご指摘に完全に同意するものである。

今後、エネルギー需要の大幅な増加が見込まれる国が多々ある。それらの国において、全てのエネルギーを再生可能エネルギーに替えることは必ずしも現実的ではない。CO2 排出量の多いエネルギーから将来的にクリーンなエネルギーに移行する段階過程においては、混焼や CCUS の活用、あるいは既存の火力発電所の排出削減、石炭火力発電よりも CO2 排出量の少ない天然ガス等を利用することにより、累積的な温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。また、それらを支援することが合理的だと認識している。その際、新設した火力発電所が長期的なカーボンロックインに繋がらないようにすることも重要である。

前回ご説明させて頂いた日本提案において、仮に将来のある時点において技術の進歩があり、一部の既設設備の運用を継続することがその途上国において必ずしも最適ではない場合、稼働停止の前倒しや、座礁資産化あるいはカーボンロックインの防止が重要となる。そのためのメカニズムを MDBs と共に考えていく必要がある。

現時点で最良のものであったとしても、将来的な技術の進展を見据えながら、例えば石炭火力発電所や天然ガス火力発電所が将来的にアンモニア・水素の専焼に繋がるかどうか、稼働停止の前倒しが必要かどうかなど見極めていくことも重要である。こうした観点から総合的に考えることが重要なので、先程足立が説明した世界銀行との協力体制の下、グリーン水素の活用装置の開発や早く再エネに移行するための地熱や蓄電池の利用促進を図りながら、少しでもその地域における再生可能エネルギーへの移行を進めていくことを考えている。いずれにしても日本政府としては、温室効果ガス削減に向けてしっかりと **MDBs** と一緒にやっていく。その際には、**SDGs** でも指摘されている通り、クリーンなだけでなくユニバーサルかつアフォーダブルなエネルギーアクセスを途上国に供給し、開発と気候変動のバランスを取りながら持続可能な発展に向けた取り組みを進めていきたいと考えている。

田辺：

天然ガスについては議題 3 の **G7** の件を含めて議論をした方が良いかもしれない。**G7** のコミットメントは **MDBs** の基本提案をさらに深めたものと理解している。

1 点目の **OECD** の解釈については、ご指摘の通り、**b** と **d** の **abatement** の定義がそのスコープの外にあるとすると、**e** における **abatement** の定義はどうなるのか。**d** は **a** と **b** の例外を作るために、**CCUS** 以外の **abatement technologies** について議論するものと認識している。**e** はそういった前提はなく、**non-CCUS** の **abatement technologies** について今後議論するものとしている。解釈の仕方によって、**b** の **CO2 emission abatement** は **e** の **CCUS** 以外の **abatement technologies** に該当し、今後の議論の対象になることを意味しているを読むこともできる。この点はいかがか。

MoF 上村：

e は今後のレビューにおける議論の方向性を定めているものと理解している。**Availability of CCUS technology**、**Availability of non-CCUS CO2 abatement technologies** とあり、確かに前出の言葉も登場している。ただ、この記載が先程の **a**、**b**、**c**、**d** の解釈と直接的な関係を持っているとは私には読めない。この論点について経済産業省に確認したわけではないが、先程の読み方を踏まえて **e** の文言を読む限り、私はそのように理解した。

田辺：

質問 1 については分かった。質問 2 については他の参加者の皆さんからの質問も多いのではないかと。議題 3 の説明を含めて進めたほうが良いかもしれない。

NGO 提案議題 3：G7 環境・エネルギー大臣会合に対する財務省の見解と国際協力銀行の ESG ポリシー実施の進捗について

深草：

議題 3 の背景は記載の通りだが、かいつまんで説明する。先週の **G7** において採択された気候・エネルギー・環境大臣会合のコミュニケにも、この質問書を出す前は内容についてはもちろん不確かであったが、化石燃料事業に対する公的支援についての内容が盛り込まれた。それについてどのような議論が行われたのか、また、財務省の見解を伺いたい。

また、次の質問も前回の議論で深めることができなかつたため、フォローアップとして提出させて頂いている。国際協力銀行（JBIC）の ESG ポリシーについて、前回の協議会では達成に向けたエンゲージメントを行い、情報開示についても検討していくとの話があった。この辺りの現在の議論がどうなっているか教えて欲しい。もう 1 点として、脱炭素化の流れを受け、民間銀行がエネルギー電力セクターに関する中期目標を公表している。これについては JBIC もネットゼロを掲げている以上、中期目標を設定するべきではないかと考えるが、これに関して見解を伺いたい。ガスについては言いたいことがたくさんあるが、議論の中で深めさせて頂ければと思う。まずは回答をお願いします。

MoF 倉澤：

1 点目の質問に回答する。ご指摘の会議には財務省は出席していないが、外務省とともに財務省も、実際の会合に出席する経済産業省、環境省と協議の上、対処方針を策定した。議論の結果としてのコミュニケに沿って回答する。

5 月 26 日と 27 日に開催された G7 気候・エネルギー・環境大臣会合のコミュニケにおいて、G7 各国は国家安全保障と地政学的利益の促進が極めて重要であるとの認識を表明した。その上で、各国が明確に規定する、地球温暖化に関する 1.5 度目標やパリ協定の目標に整合的であると限られた状況以外において、排出削減対策が講じられていない、国際的な化石燃料エネルギー部門への新規の公的 direct 支援の 2022 年末の終了にコミットした。今般のコミュニケでは、G7 が足並みを揃え、排出削減対策が講じられていない国際的な化石燃料エネルギー部門への新たな公的支援を制限することによって、世界の実効的な脱炭素化をリードしていく G7 の決意が示されている。

このコミュニケを踏まえ、日本政府としても、国家安全保障および地政学上の重要性の観点から必要な支援や、各国が地球温暖化に関する 1.5 度目標やパリ協定の目標に整合的であると明確かつ限定的に認定した海外の案件に対する支援を継続しつつ、世界の地球温暖化対策の推進に貢献することを目指す。

MoF 上村：

JBIC に関する 1 点目の質問に回答する。エンゲージメントを通じて（2050 年の投融资ポートフォリオネットゼロを）達成していくとの記述について、JBIC に直接確認した点も踏まえてご説明させて頂く。ESG ポリシーにもある通り、投融资ポートフォリオのネットゼロに向けて、投融资先の脱炭素化の取り組みを支援することが重要だと捉えている。特に脱炭素社会の実現に向けた相手国政府のエンゲージメントを通じ、エネルギーtransitionを加速していくことが公的金融機関の重要な役割である。昨年 10 月の ESG ポリシーの発表以降、ベトナム政府及びインドネシア政府との政策対話を実施しており、JBIC がどのような形で両国の脱炭素に役立つかといった点を含めて協働可能性についての協議を行っている。JBIC が持つ公的金融機関としての対外交渉力を発揮し、取り組みを進めていく。

また、COP の議論等でも、どれだけ民間資金を投入して脱炭素化を実現するかが、これまでの大きな課題だった。JBIC は一銀行としての民業補完の観点から、民間金融機関との協調融資の形を取っている。したがって、日本の公的金融機関の中でも民間資金を取り扱う重要機関として、グリーンファイナンスを強化していく。ここで全ての具体例を挙げることはできないが、昨年 10 月以降も複数の再生可能エネルギープロジェクトを組成している。こうした取り組みは今後も継続していく。

短期・中期目標を設けるべきではないかとの質問についても、JBIC と直接やりとりをしている。これは先程の影山の説明や前回の議論にも何度か登場している点だが、脱炭素化については各国の状況を踏まえながら、全てのオプションとしてあるエネルギー源と技術を活用し、現実的なトランジションを実施していくことが不可欠であると JBIC も財務省も考えている。そうした点を踏まえると、JBIC としての短期・中期目標を設定することは JBIC は考えていない。先程も申し上げた通り、JBIC では、各政府と個別・密接にやりとりをしながらトランジションを支援するアプローチ方法が妥当だと考えている。我々としてもそのアプローチを尊重する。

電力セクターに関して、メガバンクと同様の中期目標を設定すべきとの点について、今申し上げたことの繰り返しになってしまうが、そもそも短期・中期目標の設定は考えていない。電力セクター、個別のセクターに関してそのような目標設定は今の段階では考えていない。

TCFD のフレームワークについては、ESG ポリシーにおいて情報開示に向けて進めることを検討することが表明されていた。直接 JBIC に確認したところ、現在開示に向けて準備と検討を進めているそうである。ただし、現段階で具体的な開始時期などをこの場で報告する段階には至っていないとのことである。

深草：

1 点目の化石燃料に対する直接の公的支援の停止についてである。同様の趣旨の声明が昨年 COP26 の場で発表された際、日本政府は賛同していなかった。化石燃料セクターに対する直接の公的支援を 2022 年度末で停止する件である。文言は完全に一致していないにせよ、今回の声明には G7 として日本も賛同している。以前の立場と現在の立場に何か変化があったのか。また、今回の G7 の合意を受けて、日本政府として今後の国内での支援方針にどのような具体的な変更を加えていくのかも伺いたい。

MoF 田部：

昨年の方針に変更があったかどうかについて回答する。今回のコミュニケの文書については、我々が昨年、MDBs の提案として示したものと整合的であると認識している。整合的である理由をより詳しく申し上げると、その一部を取っているにすぎないということである。昨年の提案で我々が示したのは、1.5 度目標を達成するために、途上国においてパリ協定に沿って再生可能エネルギーを最大限に活用することを前提とした計画を作ることだった。さらにその計画に合致、少なくとも整合的な事業であることを支援の条件としていた。今回のコミュニケの文書はそれと全く整合的なものと理解している。

昨年の COP26 で一部の国がよく似た文面の声明を発表したが、それについては必ずしも整合的でない可能性があるかと捉えている。文言には細かい違いがあったが、その細かい違いが重要である。今回のコミュニケでは「by each country」、つまり整合的かどうかをそれぞれの国が決定することが明確になった。したがってそれは、私どもの提案で示した、各国が定める最大限の計画に整合的であることと一致していると捉えている。昨年の COP26 の時点では、それを誰が決めるかが明らかになっていなかった。もし第三者が決めるとすれば、それは我々が想定している整合性ではないと判断した次第である。

深草：

2 点目についてはどうか。これまでの政策から立場は変わらないか。

MoF 田部：

少なくとも **MDBs** を所管する我々の立場は変わっていない。

田辺：

同じ点について質問する。1.5 度との整合性をどう判断するかが非常に重要になるのではないか。判断の際に参照する指針などがあれば教えて欲しい。

MoF 田部：

1.5 度との整合性について、我々は必ずしも専門家ではなく、途上国にも専門家が揃っているとは限らない。その中で我々が求めているのは、中立的な立場である世界銀行を始めとする各機関がしっかりと支援し、1.5 度との整合的な目標を作ってもらうことである。

田辺：

開発機関課長として確かにそうだが、バイラテラルの支援を行う財務省としてはその部分を管轄しているはずである。場合によっては日本政府が判断することもあるのではないか。

MoF 上村：

田部が申し上げた通り、「by each country」であるとの大前提があつての話だと捉えている。

その上で、**JBIC** 自身が判断する際に、これは前回も同じ論点として出たと記憶しているが、文書として出ているのは **MDBs**、つまり専門的でグローバルな知見がある機関で、相手国に対しても比較的強い交渉力を持って働きかける立場にある。そうした機関への強い期待を持つという前提で文書を作っている次第である。

日本政府の基本的な理解として、各国の実情に応じて現実的なトランジションを支援することは、**JBIC** だけでなく他の機関にも通底しているものだと考えている。整合的であることをどこまで厳密に判断するかを個別に突き詰めれば、どうしてもグレーゾーンが出てくる部分もあるかもしれない。個別案件を判断する中で考えていかざるを得ないと考えている。

深草：

私も 1.5 度やパリ協定との整合性は非常に重要だと捉えている。**IPCC** の第 6 次報告書で発表された通り、最新の第 3 作業部会のレポートでは、既存と計画中の化石燃料インフラを稼働年数満了まで動かした場合、それだけで 2 度に達する **CO2** が排出されると報告されている。前回も **IEA** の **net zero pathway** の話をしたが、ネットゼロとの整合性をとる場合、上流開発については検討の余地がないことが述べられている。世界銀行でも上流開発は 2019 年以降、実施されていない。そうした観点からも、日本政府、特に **JBIC** や **JICA** などの公的金融機関が、今後石油・ガスセクターに積極的な融資をしないことを期待する。それがパリ協定の 1.5 度目標に整合することではないかと思う。

JBIC のネットゼロの関連で質問する。**JBIC** では **TCFD** の趣旨に賛同し、それに基づいた開示が行われると理解している。その中でも短中期の目標を立てないことには解せない部分がある。短中期のメトリックの開示やターゲットの設定は **TCFD** の中で推奨されているはずである。やはり目標は設定すべきではないか。

もう 1 点として、エンゲージメントを通じて脱炭素化を図ることがどうしても現実的に聞こえない。相手が変わらない場合はどうするのか。また、複数の再生可能エネルギー案件を組成しているからといって、ポー

トフオリオがネットゼロにはならない。償還を待つてネットゼロを目指しているとすれば、1.5度のタイムラインには合わないのではないかと。IPCCでは2030年までの半減、2050年までのネットゼロが目標に掲げられている。累積的な排出の増加を避けるためにも、もう少し具体的な方針を策定し、かつ公開して欲しいと考えるがいかがか。

MoF 上村：

期待に沿える説明ができないかもしれないが、TCFDについては引き続き検討し準備を進めている。ただ、具体的な実施のタイミングをこの場で申し上げられる段階にはない。短期・中期目標の設定についても現時点では予定していない。

深草：

分かった。1点コメントする。現実的なトランジションを考えると、仮にガスを支援することになった場合、その理由を明確に説明する必要があると思う。最近のウクライナ情勢を受けて、ガス価格のボラティリティーの高さが注目されている。アジアにおいてガスのインフラの建設プロジェクトは出てきてはいるが、IEEFAのレポートなど様々なところで、アジアで新たにガスのインフラを建設することのリスクが指摘され始めている。また、石炭火力の座礁資産化は長年言われているが、国際的な気候変動対策の加速や価格のボラティリティーの高さなどを背景に、ガスのインフラにも座礁資産化する可能性があることが指摘され始めている。我々は、ガスはつなぎの燃料にならないと主張してきた。1.5度との整合性を考えても、財務省が主張する現実的なトランジションには説得力がないように感じる。

MoF 田部：

コメントに感謝する。アフォーダブルな再生可能エネルギーができるのであれば、それをできる限り推進すべきだと考えている。ただ、太陽光や風力などの現在主流となっている再生可能エネルギーには、大きく2つの欠点がある。1つ目の欠点は、太陽光、風、土地などは運べないことである。もう1つは、いつ晴れて、雨が降って、風が吹くかはコントロールできないため、エネルギー供給が安定的でないことである。これらの欠点により、再生可能エネルギーを全ての場所に導入することはできていない。

この課題を克服する方法として、先程も話に出た水素と蓄電池がある。我々はエネルギーを運べず、貯められない問題を解消するこの技術革新が、1.5度目標を達成する上で不可欠だと考えている。それが達成できるようになったのであればそちらに向かっていけば良い。ただそれが一体いつ実現できるのか分からない中で、それを待っている間、ずっと石炭を燃やし続けるのが1番良いのか、ということそれはそうではないのではないかと。その間に天然ガスという、排出量については半分程度になる方法があつて、それが使えるのであれば使った方が確実に累積的な排出量は低減できる。

ご指摘の通り、仮に私が先程申し上げた技術が実際に世の中で使えるようになれば、座礁資産化する恐れもある。ただし、座礁資産化しない方法もあるはずである。水素であれば、天然ガス用に建設した火力発電所で水素を燃やすことができるかもしれない。それでも火力発電所が要らないのであれば、我々の提案にある通り早期の稼働停止をすることもできる。石炭も天然ガスも不要な時代が来れば、稼働停止も選択肢の1つである。

MoF 影山：

田部の説明に1点補足する。ご指摘された点は、アジアやアフリカを中心とした途上国における現在のエネルギー需要の増加を一切認めず、既存の水準を保つことだけを求めれば可能だろう。ただ、そのエネルギー需要の伸びを我々がどのように支援できるかが重要である。電気の通っていない地域に電気を通すことは、結果的に石炭を使うよりも現地の人々の生活・教育水準の向上に繋がるはずである。我々にはその生活水準向上の需要に応える責務がある。それと気候変動への対応に折り合いを付ける手段の1つとしてガスもあり得るというところである。ご指摘の通り、その先にカーボンロックインを防ぐ必要があることも含め、トランジションを考えていかなければならないと考えている。

深草：

もちろん貧困対策や開発問題は重要だが、なぜそれが再生可能エネルギーで対応できないのか今の説明では納得できない。特に現在、グリッドがない所では、分散型再生可能エネルギーの方が有効であるとのレポートもある。そういった側面もあるという点は述べておきたい。G7のコミットメントでは、様々な条件が付いているが、パリ協定に整合して2022年末までに直接の公的支援を止めることが表明され、方向性としては化石燃料のフェーズアウトを目指していると私は理解している。先程の説明を聞いていると、化石燃料依存から脱却できる雰囲気ではなかった。最初の理念である、気候変動対策と気候にresilientな開発に立ち戻らなければならないのではないかと感じた。

田辺：

一言だけコメントする。再生可能エネルギーの限界についてはご指摘の通りだが、それはグリッドの規模と再生可能エネルギーのシェアの状況による。中国・インドなどでは導入が進んでいるものの、特に東南アジア地域において、水力を除く再生可能エネルギーはほぼゼロである。その状況で再生可能エネルギーの大規模導入に係る安定性の話をしても説得力がない。何%のシェアであれば、どのグリッドの規模であれば十分だという話になってくる。個々の再生可能エネルギーの発電所が不安定であることはその通りだが、ほとんど導入されていない場所で不安定さを主張しても説得力がない。例えば再生可能エネルギーが50%程度導入されている所で、不安定になってきているのでなんとかしなければならぬ、という話であれば別である。日本でも20%程度導入されていて、グリッドがある程度広ければカバーできるとの話もある。その辺りの話は0か100かの議論ではないと認識している。

波多江：

1点だけコメントと質問をする。先程の繰り返しになるが、貧困層のエネルギーアクセスの面でガスの話が出ることは理解しがたい。我々もフィリピンやインドネシアの農村地域に行くことがあるが、そこでガスの大規模な採掘を行い、パイプラインで運んで燃やすことは全く現実的ではない。貧困対策とガスは一緒に議論すべきではないと思う。実際に現地の農村に行くと、電気がない地域では太陽光の小さなパネルで電球をつけている。それは太陽光が運べないなどといった議論とはまた違う話である。農村での生活を考えると、あまりに現実的ではない。

1点質問する。G7の環境大臣の新しいコミットメントでは、2022年末に化石燃料の直接支援を終了することが提言され、1.5度に整合していれば、2023年以降も支援するとの限定的な条件が付けられている。一方で、数日前、JBICのウェブサイトでは新たにベトナムでのガス田開発の検討を開始したことが発表された。これは事前質問に含めていなかったため、お答え頂けないかもしれないが、日本政府あるいはJBICとして、このベトナムのガス田案件は1.5度に整合していると見なして検討しているのか。IPCCの報告書などでも、

上流開発をしてはならないとの科学的な根拠が出されている。我々はたとえ 2022 年内であったとしても、日本政府がベトナムなどにおけるガスの上流開発に支援をすることを問題視している。1 つの意見として述べておく。

MoF 上村：

大変恐縮だが、事前に聞いていなかった質問のため、個別案件に係る情報のやりとりについて回答できる材料を持ち合わせていない。

木口：

司会の立場だが、私も波多江さんと全く同じ感想を持った。我々の働いているメコン圏でも、近隣に大型の水力発電ダムが建設され、自宅に付けていた太陽光パネルよりも高い電気を買わされるようになった事例がある。電気の問題は大ざっぱに語られ過ぎていると感じる。また、化石燃料や原子力発電などにも言えることとして、技術の根幹が蒸気を発生させてモーターを回していた 19 世紀で止まっている。そこから抜けられない限り、環境の危機も乗り越えられないのではないかと、本日お話を伺っていて認識の隔たりの大きさを改めて実感した。蛇足だが、コメントしておく。

NGO 提案議題 4：IMF による対モザンビーク財政支援（ECF）再開について

渡辺：

背景は質問書に記載の通りである。2016 年にモザンビーク政府による隠し債務が発覚し、IMF 等の判断を経て、日本政府としても対モザンビークの円借款の新たな供与を停止した。昨年 12 月の本協議会において、この問題は引き続き重要視すべきであり、円借款の再開はその時点では考えていないとの回答を頂いている。IMF では、3 月にスタッフとモザンビーク政府との間で同国に対する拡大クレジット・ファシリティ（ECF）の適用が合意され、5 月に理事会で承認された。本日はこの件について質問する。1 点目はモザンビーク政府による隠し債務に対する財務省の見解について、現時点でこれまでと変更がないかどうかである。見解が変わっていれば、どのような理由でどのように変わったのかを伺いたい。

IMF が ECF の適用について発表したプレスリリースでは、現時点でのモザンビークの債務脆弱性に対応することが優先課題とされていた。また、モザンビーク政府のガバナンスの腐敗に対する脆弱性も指摘されている。質問 1 とも連動するが、私を含め、現地と関わりのある NGO から見て、未だにモザンビーク政府のガバナンスが改善されたようには見えない。今回の IMF の理事会に際して、モザンビーク政府の課題について、具体的に何がどのように改善されたと判断してその決定に至ったのか。そう判断したのでなければ、何をもって同国への財政支援の再開を決定したのか。財務省として、その理由と分析を具体的に示して欲しい。

もう 1 点として、発表の中では、財政支援再開の好意的な要因として、今後の液化天然ガスプロジェクトに牽引される長期的な成長見通しが堅調であると述べられている。一方で、紛争状態にある現地では、依然として安全保障上の懸念やリスクが大きいままである。本協議会でも、天然ガス開発による現地社会への影響・被害について繰り返し報告し、速やかな事業の中止を求める現地の方々の声を伝えてきた。

FoE のネットワーク団体の 1 つである、現地 NGO の Justica Ambiental（JA!）が 2022 年 5 月に発表した報告書には、天然ガス開発が気候変動だけでなく、現地の環境や生業、人権、ガバナンス、モザンビークの再

生可能エネルギーの発展可能性を阻害する可能性がある」と書かれている。また、汚職などの様々な社会的な問題に繋がっているとして調査が行われ、報告書が発表されている。こうした声をこれまで届けてきたが、今回の IMF の決定においては、現地の人々が置かれている状況や現地 NGO による実地調査と指摘をどう認識・考慮し、判断に反映したのか。これが 3 点目の質問である。

MoF 萬 :

私からは 1 点目の円借款に関する質問に回答する。隠し債務に対する見解に変更はないかという質問である。これまでと同様、隠し債務の問題が重要なイシューであるとの見解に変更はない。本年 5 月に IMF 支援プログラムが承認され、今後、IMF による支援の下、モザンビーク政府が様々な改革を実施することが期待される。特に隠し債務の発端となったガバナンスの強化と、新規円借款の供与に向けては、債務の持続可能性・透明性の確保を重視している。今後、これらの改革に関するモザンビーク政府の取り組みを注視していく。

MoF 鴨志田 :

質問 2 と 3 について回答する。まず質問 2 に関しては、本年 5 月に IMF で拡大信用ファシリティによる融資を決定した。ガバナンスが改善されたようには見えないとのご指摘について、この IMF の融資プログラムには同国が進める改革を後押しする目的もある。現時点で理事会のペーパーは公表されていないが、IMF のプレスリリースにある通り、モザンビーク当局は国営企業とその債務の管理の強化、財政リスク管理と債務透明性の改善、公共財政管理や汚職腐敗防止フレームワークの強化など、現時点でも広範囲な改革を進めている。その進展を評価し、改革をさらに後押しするため、今回の IMF による支援実施が決定されたと承知している。

質問 3 では天然ガスプロジェクトのリスク等についてのご指摘を頂いた。通常 IMF においては、プログラムの状況を総合的に判断し、融資判断をしている。今回の ECF においても、1 月と 2 月にリモートでバーチャルミッションを行い、3 月に現地のミッションで様々な関係者と議論した上で融資を判断したと承知している。また、プレスリリースでも述べられている通り、そうした議論を経た上で、脆弱な世帯への社会保障支出の確保とインクルーシブ・グロース、つまり包摂的な成長が今回のプログラムの重要な目標と位置付けられている。

渡辺 :

最初に言い忘れたが、この議題は日本国際ボランティアセンターだけでなく、モザンビーク開発を考える市民の会、及びアフリカ日本協議会と合同で提案している。モザンビーク開発を考える市民の会からは大林さん、アフリカ日本協議会からは津山さんがオンラインで参加している。現時点で何かコメントがあれば願います。その後、私から質問をする。

大林 :

IMF が支援を再開したことには私も驚いた。引用されていたプレスリリースなどを見てもよく分からなかった点について質問する。まず IMF が 2016 年に資金供与を停止するきっかけとなった隠し債務問題では、数十億ドルに上るお金が消えている。この問題がきちんと処理され、再発の可能性がなくなるまでは資金を拠出しないことが決められた。これに他のドナーも追随したと理解している。

しかし今回のプレスリリースでは、隠し債務問題について触れられていない。また、これまで政府が行ってきた努力を評価する点にも債務問題は含まれていない。今後の ECF プログラムでは債務管理の透明性の

確保に努力するとされているが、モザンビーク政府がこの隠し債務問題の処理のためにどのような努力をしてきたのか、あるいは債務問題を再発させないためにどのような工夫をしてきたのかが全く分からない。これが質問の背景である。

質問は、その点に対する日本政府の考え方である。先程の説明では、IMF が承認したことを受けて日本も支援を再開したように理解できた。ご承知の通り、日本は IMF において、アメリカに次ぐ第 2 位の議決権を持っている有力発言国である。IMF ではマネージング・ダイレクターズが実質的な決定権を握っているが、現在は日本の岡村さんが事実上のナンバー 2 である副専務理事として在任中ではないかと思う。また、現地のミッションに参加した方々から上げられる ECF の提案を、マネージング・ダイレクターズが承認し、それを最終的にエグゼクティブ・ダイレクターズが承認する流れと承知している。このエグゼクティブ・ダイレクターズには日本の専務理事が 1 人在籍し、理事会にも日本代表として田中さんが在任している。したがって、この IMF の借款再開は日本から独立して決められたのではなく、日本政府の意思が極めて大きく影響しているはずである。当然、日本政府といっても理事や財務省とも相談をした上で決定されているだろう。この隠し債務問題について、IMF ではどのような根拠をもって、どのような対応をしたのか伺いたい。

MoF 鴨志田：

まず、隠し債務問題を受けて支援を停止していたのは事実である。何をもってこの隠し債務問題を解決したのかについては様々な解釈がある。今回の IMF の融資再開にひも付いた具体的な評価までは承知していないが、隠し債務の道義的な部分と実際の債務の積み増しの 2 つは要素としてあると思う。少なくとも隠し債務による債務の積み増しについては、これまでも DSA 等で分析を行ってきた。その上で今回の融資を判断したと理解している。

また、大林先生からご指摘のあった IMF 中の決定構造としては、まず IMF のスタッフがミッションに行き、どのような形で理事会に上程するかを決める。日本からは副専務理事として岡村が参加しているものの、あくまで IMF の人間として業務に当たっているため、我々から意見をすることはしない。その上で、IMF の決定が理事会に上げられ、我々も理事を出して方針を決定する。実際の理事会での投票行動についてはコメントを差し控えるが、今回の支援再開は日本だけでなく、全ての IMF の加盟国が参加する理事会の中で決定されたものと理解している。

大林：

理事会での投票行動についてはコメントしないとのことだが、理事が日本政府として発言をしているはずである。隠し債務問題の処理がきちんと進んでいるか、責任者が処罰されたか、その実態は明らかになったのか、あるいはモザンビーク政府が問題の実態を明らかにするためにどのような努力をしたのかなどを評価し、日本としての態度を決めたものと理解している。恐らく日本が反対すれば決まらないだろう。現地の日本代表理事がどこまで細かく文書を読んで判断したかは分からないが、少なくとも財務省側はそれについて精査しているはずである。精査していないとまずいと思う。その精査はどのように行ったのか。我々が報道等で見ている限り、真相は一向に明らかになっていない。強い権力を持った人たちも訴追されず、海外の多くの新聞・雑誌などでは問題がうやむやになっているとの指摘もある。IMF としては従来通り技術的な協力しつつ、資金の拠出については待つべきだとの論調が主流であると理解している。実際の精査に関わった財務省の国際局として、どのような分析をもって ECF の再開に関する投票に参加したのかを明らかにしたい。

MoF 鴨志田：

質問について、確かに隠し債務問題はある。理事会への上程にあたっては、IMF としての総合的な判断の下、モザンビークの改革を後押しするためのプログラム実施が提案された。我々としてもそれらの背景を踏まえ、総合的に判断・検討した次第である。

田辺：

世界銀行の理事会での日本理事の投票行動は、常に本定期協議で明らかにされてきた。IMF の理事会の投票行動が公開されないのは何かギャップがあるためか。

MoF 鴨志田：

世界銀行の投票行動を全て公開していたことは承知していなかった。我々は基本的に投票行動を公開していない。

田辺：

これまでの協議会の経緯を確認して欲しい。後日でも構わないのでご回答頂ければと思う。

津山：

モザンビークでは債務問題の他にも JBIC が融資した天然ガスの開発、あるいはそれ以前に融資した石炭事業などによって、非常に深刻な人権侵害や環境破壊が起こっている。前の議題とも関連するが、こうした開発によって、モザンビークの人たちはどの程度の恩恵を受けられるのか。モザンビークの人たちは「誰のための開発か」を訴え続けている。この天然ガスのほとんどは輸出向けに採掘される。本日の議論の中で、途上国では現在も天然ガスが必要とされているとの話があった。この天然ガスはモザンビークの人たちのために使われるのか。それとも、モザンビークの人たちはただ開発の犠牲になるだけか。80 万人の避難民が生まれている。モザンビークの一般住民にとっての天然ガスの意味について、この機会に再度考えたい。

MoF 鴨志田：

私は IMF 担当でモザンビークの担当ではないため、理解が正しいか分からないが回答する。IMF の分析等では天然ガスが今後の成長の源泉であり、その収益を基にソブリン・ウエルス・ファンドを設立すると理解している。これは一時的なものではなく、将来世代にわたる収益の保護に活用されると理解している。また、そこから得られる収益をもって社会保障等の充実が図られると理解している。したがって、生産された天然ガスそのものがモザンビークの方々に届くかどうかについて私は承知していないが、少なくともその収益はモザンビーク国民のために使われると理解している。

津山：

こういったアフリカなどにおける、先進国の資本により先進国の消費のために開発されるエネルギーの問題点も考えなければならない。

渡辺：

引用した報告書では、開発による利益のほとんどがモザンビークには届かないことが指摘されている。採掘されたガスの 20% は日本が輸出の権利を持ち、モザンビークには 12% の権利しかない。加えて、採掘による利益が届く順番でも、モザンビークは最後にリストアップされていることが、現地 NGO のレポートで指摘されている。この点は触れておきたい。津山さんがご提起された点もこの点に繋がる。我々が現場で活動

する中で、現地のエネルギー開発のためとは言いつつ、大規模開発の利益が現場に生まれない状況を目の当たりにしてきた。そうした現場の状況を知った上で政策を考えて頂きたい。

本日質問させて頂いた背景は、大林さんがご指摘された通り、IMFにおける資金拠出・投票権限の大きさなどを踏まえ、IMFの決定に日本の意思が強く反映される実態を背景に質問した。特に質問3の回答では、いずれの問題についてもそうだが、IMFではこういうプロセスを経てこう決めたといったような、非常に他人事的で自分達が関わっていないかのようなご説明をされていた。現地からは実地調査の結果や人権侵害の状況などについて声が上がっている。IMFに莫大なお金を拠出している日本政府として、そして投票の権限も大きく持っている財務省として、この辺りをどのようにお考えなのか。このことをどのように反映していくと今後考えているのかを改めて、ご自分たちの見解としてお聞かせ頂きたい。

MoF 鴨志田：

この機会に様々な現地の声を聞くことができ、我々も多くを学んでいるところである。今回融資が行われたところであるが、繰り返しになるが、今回のIMFの融資の目的は資金を提供することだけでなく、同国での改革の推進を後押しすることである。また、理事会でも包摂的成長を重要視すべきだとの指摘があった。同国がこの融資を適切に活用し、困難な状況にある方々を含めた、全ての国民に手を差し伸べる政策を支援する意図も込められたものと理解している。

渡辺：

これまでもだが、そのように現場がなっていないため、ここで情報提供をし、現地のレポートも引用し、我々の現地調査も通じて直接見てきたことを伝えさせて頂いている。期待しながらやることは確かに大切だが、現地で苦しんでいる人がいる実態を踏まえた上で、具体的に何ができるのかを政策に反映して頂きたい。何度議論を重ねてもその実感をもてないため、毎回この議題を提出している。引き続きご検討をお願いします。田辺さんのご指摘の点については、今後、あるいは次回の議論の中でご回答頂きたい。

大林：

先程の鴨志田さんのご回答がよく分からなかった。結局、IMFの陰に隠れているのではないかとの不信感がぬぐい切れない。国際機構課では当然、ミッションレポートについて検討され、それが理事会などにも上げられているはずである。このミッションレポートはネット上では手に入れることができないようだが、NGOにコピーを頂くことはできるか。少なくとも公開されているプレスリリースには、隠し債務問題を評価した形跡が全く見られない。ミッションレポートそのもののコピーは提供してもらえないか。

MoF 鴨志田：

今回の理事会のレポートはまだアップされていない。通常、支援の理事会のレポートはアップされるが、場合によってタイムラグが発生することがある。しばらくすればホームページから入手できるようになるはずである。

大林：

分かった。市民社会としてはIMFにおける行動を含めた日本政府の行動を注視している。今後、国際機構の決定の陰に隠れるような発言は決してしないで欲しい。

NGO 提案議題 5：クーデター発生後のミャンマーにおける円借款事業の継続、及びミャンマー・ヤンゴンでの複合不動産開発・運営事業（通称 Y Complex）に対する融資について

木口：

ミャンマーに関しては、以前にも何度かクーデター発生後の状況について議論をさせて頂いている。今回はこれまでも伺っている、JBIC が融資する Y Complex と円借款について質問する。ご存知の通り、ミャンマーでは未だ深刻な状況が続いている。確認されているだけでも 1851 名が殺害されているとの報告が NGO から出されている。この数字は、亡くなった方の名前や場所が分かっている方に限られる。それ以上の方が死亡しているのではないかと報道がなされているものの、正確には把握できない状態となっている。国連の報告によると、クーデター以前を含め、5 月初旬時点の推定値で 93 万人以上の国内避難民がいるとされている。非常に深刻な状況である。武力衝突や民間人への攻撃は、シリア、アフガニスタン、イエメンなどより多く発生しているとも言われている。

日本はこれまで、ミャンマー政府と 1 兆 3000 億円を超える円借款の契約に調印してきたと理解している。しかしこの混乱した状況において、日本の円借款をもって実施される大型インフラ事業の経済効果には、強い懸念を抱いている。また、ミャンマーのマンドレーにおける鉄道改修事業の一部工区では砲撃があったとも報じられている。これが（ミャンマーの）全体像を表すものではないかもしれないが、市民の一部の人たちからは日本の ODA が国軍を利するものと見られているのではないかと懸念もある。これまで日本の ODA に関しては、在日ミャンマーの方を含め多くのミャンマー市民から、国軍を利するという懸念が様々な場で示されてきたのがこの 1 年以上経った状況と理解している。

日本政府は 2011 年のミャンマー民政化に際し、5000 億円の債務を帳消ししている。そのうちの 3000 億円は日本の納税者が負担している。当時は民主化が約束された上での対応だったものの、現状は前述の通りである。経済状況においても、中央銀行が強制両替の通達を出すなど、国軍が引き起こした事態によって深刻な外貨不足が顕在化している。以上がミャンマーの債務や円借款を取り巻く状況である。

Y Complex は、JBIC が質高インフラの一環として支援を決定している。この件については本協議会でも数回議論をさせて頂いている。JBIC は大都市ヤンゴンで建設されている複合不動産事業に融資をしているが、これには国土交通省が所管する官民ファンドである、海外交通・都市開発事業支援機構なども関与している。過去に何度も指摘してきた通り、この事業の問題点は、環境アセスメントに添付された契約書を見ると、賃貸人が同国の兵站副総局長となっていることである。また、防衛口座と訳せる名義の口座に資金が振り込まれていることも分かっている。第 75 回協議会において、当該資金はミャンマーの国防省の兵站局に支払われているとご説明があったが、この兵站局は昨年 12 月に米国、英国、カナダの制裁対象になっている。

また、子会社のフジタを通じて Y Complex に関わる大和ハウス工業と東京建物は、海外 NGO からの問い合わせに対し、2 月 1 日のクーデター以降は賃料を支払っていないため兵站局への送金が行われておらず、サブリース料も支払っていないと主張している。しかし、賃料の支払いが停止されているために国軍の資金にならないのであれば、支払いが再開されれば国軍の収益になるとも理解できる。それが国軍の人権侵害に加担する資金になることを、改めて懸念する次第である。

東京建物は公表された決算資料の中で、この事業に関する減損を昨年時点ですでに公表している。3 月の発表資料にもそう書かれている。工事を中断という形になっており、事業は継続していると私どもは理解し

ている。第 74 回協議会において、JBIC からはこの融資が贈与ではなくローンであり、元本に加えて利息等を得るとのご説明があった。つまり経済性があるからやっていると理解しているが、現在は非常に状況が変わっているかと思う。

質問を 6 点挙げている。1 点目として、現在のミャンマーの政治・人権状況下において、日本のインフラ事業が人々の生活の向上に資する可能性は非常に低いと考えられる一方、円借款の供与は継続されている。財務省として、現状のミャンマーへの援助効果をどのように評価しているのかご説明頂きたい。2 点目として、外貨不足や経済の停滞が顕在化する中、借款返済は滞りなく行われているのかも確認させて頂きたい。3 点目として、現状のミャンマーの債務増加はミャンマーの民主化にも寄与しないと考える。市民にとっても不当な債務となる可能性が非常に高い中で、少なくとも円借款は一旦停止すべきではないかと考えるが、継続されているので、どのような判断に基づいて円借款を継続しているのか。また、現状を受けて借款事業を停止する予定がないのか教えて欲しい。

Y Complex に関しては以前の議論の中で、JBIC は賃料が国庫に納められていると主張されていた。我々の指摘を受けて、第 75 回協議会では、大使館を通じてその確認をしているとのご説明があった。その確認は現在も行われているか。確認が行われている場合はその経過について、確認が中断されている場合はその理由を説明して頂きたい。

5 点目として、海外交通・都市開発事業支援機構 (JOIN) の関連法には (出資決定についての条項が) 定められている。その決定には財務省も関わっているが、この協議において、財務省がどのような体制で確認を行ったのかご説明頂きたい。

最後に、我々はミャンマーのガバナンスや人権の観点から、Y Complex の事業に対して確認と停止を求めてきた。現状では事業の収益性の面でも問題が生じていると理解している。JBIC では現在も貸付実行を停止し、期限前償還などを求める予定はないのか。そのような措置を取る場合はその理由を、取らない場合は今後に向けてどのような判断をしているのかご説明頂きたい。

MoF 林原 :

1 点目のミャンマーへの援助効果について回答する。これまでもご説明してきた通り、我々は経済協力・円借款を中心に、ミャンマー国民の生活向上や経済発展に貢献することを目的として、支援を実施してきた。その後のクーデター等の発生、さらに事態の改善に向けた動きが見られないことについては、日本政府としても懸念している。ミャンマー政府に対しては、外務省を中心に事態の改善に向けた働きかけを行っていることと承知している。また、先程ご教示頂いた通り、事業が停止している案件があることも把握している。援助の評価については現地の状況を観察しつつ、慎重に判断していく。なかなか回答が難しいところではあるが、引き続き、円借款を通じてミャンマー国民の生活向上に貢献していければと考えている。

2 点目の、経済停滞・外貨不足が顕在化する中でのミャンマーからの借款返済については、個別の返済状況についてタイムリーに回答するのは難しいところである。3 月 8 日の衆議院・財務金融委員会においては、JICA の山中理事から問題なく支払いが行われているとの答弁があった。それ以降、財務省としてミャンマーからの返済状況に変化があったとは聞いていない。

3 点目の借款事業の停止については、1 点目の質問への回答と重複する部分があるが、引き続き経済協力・円借款を中心に、ミャンマー国民の生活向上等に資する事業を実施していきたい。クーデターから1年が経ち、2023 年の夏には選挙が控える中で、ミャンマーの事態がどのように推移するかを注意深く見守っているところである。先程申し上げた通り、外務省も事態の改善に向けた働きかけを行っている。そうした働きかけの状況を見つつ、わが国が要求している暴力の即時停止や被拘束者の解放、民主的な政治体制の早期回復等の実現状況を勘案し、日本政府として総合的に検討していく。

MoF 森：

4、5、6 の Y Complex に関する質問に回答する。質問 4 と 6 は JBIC の対応状況について、質問 5 は JOIN が参画し、国土交通大臣が認可する事業に対する財務省の関わりについてだった。順番が前後して恐縮だが、まず質問 5 について財務省から回答する。

質問の中でもご指摘があった通り、JOIN 法上、対象事業への支援するかどうかを決定しようとする時には、あらかじめ国土交通大臣の認可を得なければならないとされている。そして、この国土交通大臣の認可を得るにあたっては、あらかじめ外務大臣、財務大臣、経済産業大臣が協議しなければならないと定められている。また、その下位の規則たる告示の JOIN 支援基準、JOIN が支援決定を行うにあたっては、JOIN、JBIC、JICA 及び NEXI 等の公的機関の十分な連携の下、適切な役割分担が行われる必要があるとされている。こうした法制度の趣旨に基づき、これは外務省や経済産業省でも同じ立場での関わりだと理解しているが、財務省では案件ごとに JBIC と JOIN との間のデマケーション、つまり適切な役割分担が行われているかどうかの観点から、関係省庁と協議を行っている。これが質問 5 への回答である。質問 4 と 6 については JBIC から検討状況を説明する。

JBIC 加藤：

ご指摘された点については、関係者と連携しながらミャンマー政府への確認を進めている最中にクーデターが起こったとの経緯を、第 75 回協議会でご説明した。ミャンマーの情勢は依然として不安定な状態にあるが、関係者と連携しながら可能な限り確認を継続していく所存である。

もう 1 点の質問については、事業者の判断により工事が中断され、今後の対応についても事業者が検討していると承知している。我々は日本の事業者を支援するための融資を実施しているため、事業者の方針が決定したタイミングで適切に対応していく。

木口：

そのご回答にも少し矛盾がある。JBIC としては、ミャンマーの政治状況が混乱している中で確認努力を続けているとのことだが、そのような状況下でも円借款は粛々と続けられている。ある程度、予想していたご回答ではあったものの、どう反応すべきか難しいところである。我々の見解は大きく異なる。我々は、現状で円借款を続けることがミャンマーの方々にとって不当な債務が生じる可能性を非常に高めることを指摘したつもりである。

ミャンマーでは軍政時代に返済されなかった債務が不良債権化し、民政化の際には日本が多大な貢献をして債務を免除した。国際機関との調整役を日本の財務省が担った経緯もある。数回前に松本さんが出席された協議会でも、過去の様々な議論の話が出ていた。その頃と同じサイクルに入ってしまったのではないかと

と思わざるを得ない。ミャンマーでは軍政時代に経済が上向きになった際も借款は返済されず、日本の納税者がその大部分を負担している。その際に繰り越された分は現在のミャンマー国民の借金となっている。

現状の経済状況において、1兆3000億円のうち実際には半分程度しか動いていないのかもしれないが、これを無責任に続けるという責任は財務省にはないのか。それとも外務省や政治家にあるのか。今回のご回答では不安を持つばかりである。ミャンマーの方々のための議論を続けているが、最終的な不始末は我々が税を支払うことで負担しなければならない。ここにいる皆さんも納税者として責任を負わされることになる。それでいいのかと問うことしかできない。他の皆さんから何かコメントがあればお願いします。回答しにくいだろうが、財務省からも何かあればお願いします。

MoF 森：

木口さんの問題意識と Y Complex を結び付けて考えると、JICA が行う円借款と JBIC の立ち位置の違いが見えてくる。質問 5 には法律的な話もあった。Y Complex に関しては、東京建物、フジタ、JOIN などの事業者が事業を行う主体となっている前提がある。冒頭で木口さんから紹介があった通り、我々財務省もミャンマーの深刻な人権侵害の状況についての認識は共有している。ただし、Y Complex 事業については現地の状況、あるいはホテル・複合施設等を想定した収益性なども踏まえ、事業者が検討をしていると認識している。すでにメコン・ウォッチの皆様から事業者直接向けアプローチされているかもしれないが、本日の議論は我々からも JBIC を通じて事業者へ伝え、適切な対応を促していく。

木口：

事業者が減損処理などを行っているため、事業の収益性は既に失われていると認識している。それに公的資金を拠出し続ける JBIC と、それを監督する財務省の責任をここで明確にして欲しかったのが正直なところである。

遠藤：

ご回答の中の細かい点について質問する。JOIN 法では、国土交通省が管轄しているが関係省庁と事前協議を行うことが定められ、そこには財務省も含まれていると理解した。ここでの協議とは具体的にどのような内容を指すのか。財務省のどの課が担当して協議し、どのようなタイミングで事業を決定しているのか教えて欲しい。また、JBIC では Y Complex における賃料の支払いと資金の流れなどについて確認をしていると承知している。具体的にはどのような確認をしているのか。大使館を通じた確認が具体的に何を指すのか教えて欲しい。

MoF 森：

前段の、質問 5 の関連について回答する。一般的な話で恐縮だが、JOIN の支援基準には JOIN と JBIC などの公的機関が重複がないよう、明確な役割分担をしなければならないと定められ、その観点を踏まえた協議が設けられている。この役割分担が適切に行われているかどうかは、財務省内で JBIC を担当している我々が監督している。今回の Y Complex については、同じ案件に JBIC と JOIN が名を連ねている。JOIN は事業者と同じ立場で参画している。役員を派遣するなど、知見を生かして事業に関与している。一方、JBIC は融資を通じた資金支援を行う役割を担っている。これが我々の役割分担と認識している。後半の質問については JBIC に回答をお願いします。

JBIC 加藤：

具体的な確認については、ミャンマーの日本大使館を通じてミャンマー政府に確認するプロセスを取っている。現時点でその確認に対するミャンマー側からの回答は得られていない。

遠藤：

役割分担が確認されていることを承知した。JBIC の確認に対してミャンマー政府から回答がないとのことだが、問い合わせ自体はいつ行ったのか。また、全体のお金の流れとして、JBIC 側では何を確認して、何が把握できているのか教えて頂きたい。

JBIC 加藤：

確認は 2020 年の秋口に行っている。その後、クーデターが発生してしまった状況である。資金の流れとしては、一般会計に歳入されているとの情報を現地から得ているが、正式な回答をミャンマー政府から得るために大使館を通じて照会を行った。

遠藤：

JBIC としては、賃料が振り込まれているところまで確認できていると理解して良いか。振込明細等の文書を証拠として確認しているか。

JBIC 加藤：

明細の確認までは至っていないが、支払いの確認は事業者から取れている。

遠藤：

事業者からの報告で支払いを確認したということか。

JBIC 加藤：

そうだ。

遠藤：

分かった。まだ聞きたいことはあるが、時間が来てしまったのでまた個別に質問する。

MoF 田部：

長い時間にわたる議論に感謝する。我々は案件に関わる際、実際に現地に行って様子を見ることはなかなかできず、現地から上がってくる紙を見て判断する。紙は現場に行っている人たちが書いているのかもしれないが、それを見て判断する。一方で、現場に行ってくる人たちが聞いてくる話と違うことを考える人たちもいて、皆様がそういう人たちから話を聞いて、それを伝えて頂く機会は、私どもが複合的に物事を見て判断できるようになるという意味で非常に貴重な機会だと思っている。これからも引き続き、率直な意見交換を続けていければ幸いである。